

(仮称) 泉南市営りんくう公園 グラウンド・ゴルフ場整備等事業 募集要項等に関する質問への回答

番号	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	行数	項目			
1	募集要項	4. 事業の内容	4	13	(8)	①	設置許可とは地番2-1のエリア、管理許可とは地番2-23,2-211の一部を指しますか。契約は設置と管理で別々になりますか。	地番に関わらず、事業者が公園施設を設置する場合、かつ、既存施設を改変する場合は設置許可、その他設置許可を付与した以外の範囲（用地）については管理許可を付与することを予定しています。 また、本事業の実施に関する権利・義務等の規定については、設置許可、管理許可の区分に分割せずに、1件の協定として締結する予定です。
2	募集要項	4. 事業の内容	4	14	(8)	①	既存施設の改変について、既存のトイレを改修したいと思いますが、グラウンド・ゴルフのプレイ客とは別に一般客も利用します。この場合改修の費用負担、事故等の保険どのようにお考えですか。	市所有の既存施設改修の要望等については、応募者の提案内容により異なることが想定されることから、優先交渉権者選定後に、協議を行うこととします。
3	募集要項	4. 事業の内容	4	25	(9)		イベントなどのおり、占用する場合の使用料の目安を教えてください。	イベントなどにおいて、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設置する場合の占用許可に伴う使用料（占用料）については、現在、泉南市都市公園条例の見直しも視野に検討を行っております。 占用料の見直しに関しては、泉南市公有財産規則（昭和59年泉南市規則第5号）第22条第1項第1号及び第2号並びに第2項から第5項までの規定に基づく金額を目安に設定する方針ですが、条例改正の過程において、この方針が変更となる場合があります。ご了承ください。